

## 後期 第6問

XはA小学校の教諭であり、5年生の学年主任を務めていた。ある年、Aでは5年生全員で奈良に修学旅行に行くことになり、そのためAは5年生全員(120人)から、1人あたり4万円、計480万円を徴収した。これは修学旅行の積立金として、A名義で銀行に開設された普通預金口座に振り込むかたちで行われ、その後、学年主任であるXが、当該口座のキャッシュカードと暗証番号を預かることになった。

ある日、旧友であるBが、Xのもとを訪ねてきた。Bは経済的に困窮していたことから、Xが上記積立金を管理していると知るや、返還の意思がないにもかかわらず、これを秘して、上記積立金のうち、400万円を貸してくれるように依頼した。当初Xはこれを拒否していたが、Bが「積立金を実際に旅行会社に支払う期日までには必ず返すから」などと説得を続けたため、ついにこれに応じることにした。こうしてXは、翌日、Bの普通預金口座に、上記積立金のうち400万円を、ATMからAのキャッシュカードと暗証番号を用いて振り込んだ。

Xの罪責を論ぜよ。

参照：『事例から刑法を考える 第2版』事例⑤